

# 吉川地区 市政懇談会資料

令和3年10月30日

## 市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	<small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦
副 市 長	<small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志
副 市 長	<small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁
教 育 長	<small>おお きた ゆ み</small> 大 北 由 美
総合政策部長	<small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史
総務部長	<small>いし だ ひろし</small> 石 田 寛
市民生活部長	<small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治
健康福祉部長	<small>いの うえ のり こ</small> 井 上 典 子
産業振興部長	<small>よ くら ひで あき</small> 與 倉 秀 顕
都市整備部長	<small>とも さだ ひさし</small> 友 定 久
上下水道部長	<small>うえ だ とし かつ</small> 上 田 敏 勝
議会事務局長	<small>いし だ ひで ゆき</small> 石 田 英 之
消 防 長	<small>はやし かず しげ</small> 林 一 成
教育総務部長	<small>もと おか ただ あき</small> 本 岡 忠 明
教育振興部長	<small>よこ た こう いち</small> 横 田 浩 一

## 地区からの意見・提言

### 吉川地区

※市政懇談会で意見交換を行う意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
1	廃校利活用及び二次避難所について	総合政策部長
2	地域農業の振興と担い手育成	産業振興部長
3	デマンド交通 チョイソコみきの運行拡充について	都市整備部長
4	外国人市民に係る学校教育の支援について	教育振興部長 市民生活部長
5	吉川地区小中一貫校のスケジュールについて	教育振興部長

※その他の意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
6	有害鳥獣駆除対策	—
7	県立吉川高校の今後について	—
8	認定こども園の民間委託について	—
9	支所移転について	—
10	道路整備について	—
11	北谷川整備・管理	—
12	山林原野等の雑木伐採について	—
13	交通安全対策について	—
14	高齢者福祉	—
15	空き家・公的施設の活用	—
16	農地利用について	—
17	住民生活インフラ整備について	—
18	民生委員の推薦について	—

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	1	廃校利活用及び二次避難所について (区長協議会・市野瀬・実楽)
(内容)		
<p>① 廃校となる施設の今後の利活用のめどは、中吉川小学校及び上吉川小学校、また令和3年度限りで廃校となる東吉川小学校(校舎・グラウンド、ビオトープ等)についてどのように利活用されていくのかお聞きしたい。(市野瀬)</p> <p>② 令和3年度末までに3つの学校が廃校し同数の体育館が使用できなくなる、現在各体育館は第二次避難所としての位置づけされているが、今後どうなるのかお聞きしたい。(区長協議会)</p> <p>③ これまで地域学習、住民コミュニケーション、地域文化の伝承等の住民生活の中心となっていた。廃校となった今伝統もなくなりつつあるのではないかと危惧する。(実楽)</p>		
回 答	(担当課) 総合政策部 企画政策課 危機管理課	
<p>廃校施設の利活用については、令和元年度に庁内関係部署の職員で構成する廃校利活用検討委員会を設置し、検討してきました。まずは、行政目的での利用案があるかどうかを検討し、市内部でさまざまな利用案の提案がありましたが、いずれもその目的のためだけに廃校施設を維持することは適切ではないと判断し、中吉川小学校、上吉川小学校及び東吉川小学校については行政目的での利活用はしないと決定しました。</p> <p>また、学校は地域の拠点であり、廃校により地域が衰退するのはとの地域住民の懸念があることから、令和3年度から市と地域の代表者による「廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会」を開催しています。吉川地区では、中吉川小学校及び上吉川小学校の利活用について、7月5日に1回目の意見交換会を開催しました。1回目の意見交換会では、地域が主体となる廃校施設の利活用案について意見交換を行い、区長協議会及び市民協議会で地域による利活用案について協議を行うこととしました。協議の結果、地域による利活用案がなかったことから、2回目の意見交換会を9月</p>		

4日に開催し、民間公募を進めることを決定しました。今後、公募の条件を整理するとともに、測量や不動産鑑定などを行いながら、民間公募に向けて進めていきます。中吉川小学校及び上吉川小学校については、すでに地元企業からの利活用の提案があります。民間公募の際の事業者の決定に当たっては、地域の代表者も参画いただく選定委員会を設置することにより、地域の意見も取り入れ、事業者選定を行う予定としています。

東吉川小学校については、本年12月に同校を廃校とする条例改正を議会に提案し、議決後に地域による利活用案について意見交換を進めていきたいと考えています。東吉川小学校の敷地は、借地部分が多いため、利活用が難しいところもありますが、地権者の意向も確認し、どんなかたちで利活用が可能か地域と意見交換したいと考えています。

次に、これら3つの小学校については、災害により家屋が被害を受け、又は受ける恐れがある場合に自宅に戻れない方が避難所生活を送る2次避難所として指定しています。

廃校の利活用が決定するまでは2次避難所として活用しますが、現在、三木市防災計画における被害想定の見直しを行っており、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営も必要となることから、地域ごとの想定避難者数と2次避難所の収容人数などを見直すと同時に小学校の統廃合による避難所も見直す予定です。また、廃校施設を民間事業者が活用する場合であっても、避難所として利用できるよう民間事業者と調整します。

学校は地域の拠点であり、地域活動の場としても利用されていることから、廃校により地域コミュニティの衰退などを危惧されていることは認識しています。一方で、今後も人口減少や少子・高齢化が予測される中、限られた財源で将来にわたり公共サービスを提供し続けるため、人口規模や市民ニーズに整合した公共施設等の適正配置等を推進してまいります。市としては、廃校施設の利活用を進めるとともに、引き続き吉川町公民館を拠点とし、区長協議会や市民協議会を中心とした地域の活性化に向けた取組を支援していきます。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	2	地域農業の振興と担い手育成（広域）
<p>(内容)</p> <p>三木市は日本一の酒米「山田錦」の産地であり、その中でも吉川産山田錦は全国的にも有名です。しかし、近年の日本酒需要の減退、コロナ禍での酒需要の低迷などにより山田錦の需要が減少し、栽培面積の大幅な縮減や前渡金の減額など生産農家を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。それと相まって圃場の条件が悪く、獣害も多い吉川町では栽培農家の高齢化が進む中で、5年後、10年後に誰が作っていくのかといったこれからの担い手に対して大きな問題を抱えています。</p> <p>今、国では集落での意向調査をもとに担い手と農地をどうしていくのかといったことを話し合い、5年後、10年後の農業を考える「人・農地プラン」の推進が行われ、三木市においても進められていることと存じます。</p> <p>① 区長会</p> <p>そこで、「人・農地プラン」の取り組み集落はまだまだ少ない状態ではないでしょうか、今後この取り組みをさらに充実させて推進するために、農業委員会の農地最適化推進員や集落の農会長を指導、支援する専任の人・農地プラン推進員を配置し、より強力に、三木市版の「人・農地プラン」の推進を行っていただきたい。</p> <p>② 新田地区</p> <p>労災保険の特別加入の推進をJAなどと一体で進め、農作業中のケガや病気などの手厚い保証が受けられるよう充実支援をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 農業振興課	
<p>①</p> <p>三木市の「人・農地プラン」の作成状況は、118集落のうち35集落（3割）で作成済みですが、農地の利用集積計画の記載がある実質化されたプランは5集落で、現在計画中が2集落（井上、上荒川）であります。</p>		

三木市においては、昨年度に農会長様にご協力を得まして実施した農業者へのアンケートによりますと、現状のまま継続と考える人が半数であるのに対して、将来への不安を抱えている状況も把握できました。

限られた人員の中で「人・農地プラン」の作成は農業振興課が、農地の集積に関しては公益社団法人ひょうご農林機構加東農地管理事務所がともに集落へ入り、地域の皆様と話し合いを重ねており、引き続き地域の将来像の立案の支援をしていきたいと考えています。

なお、いち早く作成を望まれる集落がありましたら、申し出ていただきたいと思います。

②

ご提案のとおり、農業者の方も一定の要件を満たす場合に、厚生労働省の労災保険に特別加入ができます。

取り扱い窓口の両JA（営農部署）に聞きますと、数名の加入者がいますが、加入要件、保険料、補償等の比較から一般の生命保険等でカバーされる方が多いため、広く広報をしていないとのことです。

農機具の取り扱いの中で事故も起こっていますので、今後はホームページ等で広報をしてまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	3	デマンド交通 チョイソコみきの運行拡充について（広域）
<p>（内容）</p> <p>令和3年4月（株）吉川交通さんにより三木市デマンド型交通チョイソコみきの運行が開始された。</p> <p>① 区長協議会</p> <p>チョイソコみきの登録数、利用状況は、市民の感想はどのような反応か、お聞きしたい。</p> <p>② みなぎ台中地区</p> <p>幹線バス路線との競合はできないが、幹線となっていない市外への運行範囲を拡充できないか、また時間帯によって幹線バス路線の減便されている箇所や元々運行していない時間帯などでの運行はできないのか、具体例を挙げると、神姫バスのみなぎ台から三田駅方面への通勤・通学の7時～9時が減便しています、吉川町からフラワータウンへのデマンド交通の利用範囲の拡大を願いたい。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 交通政策課	
<p>①</p> <p>9月末時点での「チョイソコみき」の会員登録者数は211人で、年代別では70歳以上の高齢者の方が約9割を占め、男女別では男性4割、女性6割の比率となっています。</p> <p>利用状況については、4月からの延べ利用者数が561人で、1日平均では4.28人です。</p> <p>運行当初の4月の利用は月76人でしたが、7月は136人となり、利用が伸びてきています。</p> <p>ただし、5月や8月は前月より利用が落ち込んでおり、緊急事態宣言での外出自粛によるものと見られ、今後もコロナ禍の状況により利用者数に影響が出てくると考えられます。</p> <p>利用場所では、吉川健康福祉センター、コンビニエンスストア、</p>		

山田錦の館、JAみのり、渡瀬バス停留所等が多く利用され、日常生活に欠かせない移動手段としての役割が定着してきていると考えられます。

利用者の感想としては、「好きな時間に自宅前まで送迎してくれるので大変便利。」「買い物の荷物があっても自宅前まで送迎なので有難い。」等の評価をいただく一方で、「降りる場所に制限があるため使い勝手が悪い。」「会員登録の記入と提出が面倒。」「事前予約が面倒。」といった意見も聞いています。

このようなご意見を受けて、10月からは、会員登録申込書の様式の簡素化、FAXや電話による受付方法の拡充、乗車1時間前までの事前予約を30分前までに緩和するなどの改善を図るとともに、「お試し乗車券」の配布による利用促進も図っています。

今後とも「チョイソコみき」が吉川地域の重要な移動手段として継続していけるよう、皆様の積極的なご利用をお願いいたします。

## ②

「チョイソコみき」は、吉川町内を4ルートで運行していた「旧よかたんバス」廃止後の代替交通として運行しています。「チョイソコみき」で幹線路線バス停までアクセスしていただき、乗り換えて市外への移動をお願いします。

また、運行していない時間帯について、乗車需要があれば、まずは現行の路線バスの空白時間帯の拡充が必要と考えますが、利用者数が少ないために減便となった経緯もご理解をお願いします。

デマンド交通は、地域内の移動を補完するためのシステムで、地域外及び市外への移動は出来ないと考えています。

従いまして、バス事業者へは利用状況を踏まえたうえで、増便の要望してまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	4-①	外国人市民に係る学校教育の支援について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>三木市では市民協働課の多文化共生係と三木市国際交流協会が外国人市民相談窓口となっているが、教育的支援では無いため、支援が不十分である。三木市独自の外国人生徒への教育面でのサポートを充実又は設立してほしい。小学校で学ぶ授業より中学校そして高校とどんどん授業内容も日本語の内容も難しくなるので、そこまでサポートできる制度を設立し、一人でも多くの外国人生徒が義務教育や高校教育を安心して終わらせるようにしていただきたい。</p>		
回答	(担当課) 教育振興部 学校教育課	
<p>小中学校におきましては、担任や教科担当が中心となり、一人一人の実態に応じて、学習指導等を行っています。子どもたちと直接対話をし、児童生徒の日本語能力を見取り、日本語指導の充実を図っています。その際に、兵庫県教育委員会作成の「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」や、三木市教育委員会作成の「外国人の子どものための指導支援ハンドブック」を活用し、学習指導等を行っています。</p> <p>また、兵庫県教育委員会の事業として、日本語指導が必要な5人以上の児童生徒が在籍する学校に、外国人児童生徒初期指導補助員とは異なる日本語指導支援員を派遣し、日本語指導を行っています。</p> <p>さらに、先導的実践研究加配校として、三樹小学校に1人の教職員を配置し、日本語指導及び子ども多文化共生教育のあり方について実践的な研究を行っています。</p> <p>加えて、日本語翻訳機を市費で購入し、各校で学習場面や保護者との面談等で活用しています。</p> <p>今後も、外国人児童生徒の自己実現を図ることができるよう、きめ細やかな支援を行っていきます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	4-②	外国人市民に係る学校教育の支援について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>県の支援として多文化共生サポーターがあるが、在日2年間のみが対象なため、生活支援としては不十分である。外国人の母国語での通訳のサポートなどはあるが、日本語を教えている訳ではないため、外国人の基礎学習の向上に繋がっていない。外国人生徒に対する日本語指導のエキスパートの集団を作ってほしい。</p> <p>三木市から県の支援に対して期間の延長の制度改正をお願いできないか、もし県を動かすのが難しいのであれば、多文化共生課をより充実させ、2年以上サポートを受けれる環境を作ってほしい。</p>		
回答	(担当課) 教育振興部 学校教育課	
<p>原則、初来日の児童生徒には、来日してからの期間が1年未満の外国人児童生徒に対しては、兵庫県教育委員会から、母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターが派遣されます。子ども多文化共生サポーターの派遣は1年間ですので、その後も、母語支援を必要とする児童生徒に対しては、三木市の単独経費で外国人児童生徒初期指導補助員をさらに1年間配置しています。</p> <p>兵庫県教育委員会へ子ども多文化共生サポーターの派遣期間の延長の要望を継続して行うとともに、外国人児童生徒の支援の充実を図ってまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	4-③	外国人市民に係る学校教育の支援について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>日本には文科省がJ S L (Japanese as Second Language) を設立しているが、県や市の中でそれを実行している組織や団体がないため、外国人生徒への学習支援ができていない、今後市で育成する方針はあるのかお聞きしたい。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課 教育振興部 学校教育課	
<p>今回のご意見については、いわゆる学校教育だけではなく、外国人児童が少しでも早く学校になじめるよう、日本語習得のための特別プログラムを作ったり、そういった支援を行うことができないかのご意見と拝察します。</p> <p>現在、市では、多文化共生の推進を行っており、日本語学習の機会の充実は必要なことだと認識しています。</p> <p>市民協働課では、「多文化共生社会の基盤づくり事業」として、外国人住民が安全・安心して生活できるよう、生活等に必要な日本語学習の他、文化・習慣等を学ぶ「日本語教室」の運営と、「日本語教室」の担い手である「日本語ボランティア」の育成を三木市国際交流協会に委託し、日本語教育環境の整備を進めています。</p> <p>また、三木市国際交流協会では、自主事業として子どもたちの居場所づくりの一環として、夏休みを活用した学習支援の他、市内2校(自由が丘中学校・三木東中学校)に「日本語ボランティア」を派遣し、日本語での学習支援を行っています。</p> <p>学校現場においては、外国人児童生徒が複数校に散在していることもあり、各校で児童生徒の実態に応じた支援を実施しております。できるだけ早く日本語を習得することで、日本の学校生活に適応できると考え、一定の期間、日本語を個別指導する時間等を増やし、支援にあたっています。</p> <p>特に、初めて来日した児童生徒においては、集中して日本語を学ぶ機会を得ることが大切です。支援員の増加を図ることによって、</p>		

日本語習得のための個別対応の充実化につなげたいと考えております。

今後は、市長部局と教育委員会が連携し、外国人児童生徒が日本での生活に適応し、安心して生活を送ることができるよう、先行実践を参考にしながら、日本語の基礎を一定期間にわたって学ぶ場や、JSLカリキュラムの研究を行ってまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	5	吉川地区小中一貫校のスケジュールについて（まちづくり協議会）
<p>(内容)</p> <p>吉川町内の小学校統合については、令和4年度で全校の統合が完了する予定となっているが、予定では今後、小中一貫校を進めて行くと聞いています。</p> <p>小学校の統合については、2年程度の短い期間において統合の話が進められ、子供達や保護者においても心の準備が出来ぬままに統合されたような感覚が残っています。</p> <p>又、統合先の学校選定や通学方法等のハード的な話し合いが中心となり、子供の教育方針や学校の特色といったソフト面においては、殆ど話がなされないままに統合を迎えたことは大変残念に思います。</p> <p>この小学校の統合を踏まえ、小中一貫校を進めるのであれば、もう少し長期での計画を立て、教育委員会のみで進めるのではなく、保護者や先生、学識経験者等を含めた話し合いを十分に進めて頂きたいと考えます。</p> <p>このことを踏まえ、以下の点について回答をお願いいたします。</p> <p>① 小中一貫校の今後のスケジュール                  ② 統合準備委員会の設置予定及び時期                  ③ 小中一貫校とする目的                  ④ どのような特色を持った学校を目指すのか</p>		
回 答	(担当課) 教育振興部 学校再編室	
<p>①</p> <p>令和3年7月28日に市長と教育委員会が今後の教育施策について協議する総合教育会議を開催しました。</p> <p>現在進めている小規模校の統合について、一定の目途が立つことから、今後は、義務教育の9年間を見据え、9年間のつながりのある教育課程の下で子どもたちを育む「小中一貫教育」を現在、三木市にある全ての小学校と中学校において推進することについて協議しました。</p>		

また、この小中一貫教育を最も効果的に行うことができる施設一体型小中一貫校を吉川地区に設置するという方向で話を進めております。

学校の設置に向けましては、建設用地の決定、学校施設・設備の検討等を経たうえで設計や建設に着手することとなりますが、それぞれの過程におきまして、地域の方のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えます。加えまして、その進捗状況につきましても随時、皆様にお知らせしてまいります。

②

新たな学校の設置につきましましては、地域の方々の思いを大切にしながら進めていく必要があると考えています。

まず始めに、地域の代表者による仮称「地域協議会」を立ち上げ、その協議会を通じて、地域の方々のお話をお聴きしながら、学校の在り方について検討し、基本的な学校設置に関する計画の策定に地域の思いを反映させてまいります。

基本的な学校設置に関する計画がお示しできた段階で、学校の開校に向け、教育内容、施設設備、通学方法など小中一貫校開校に向けて必要な内容について話し合う仮称「開校準備委員会」を開校時期の3年から4年前には立ち上げ、準備を進めていく必要があると考えています。

③

三木市では、「未来を生き抜く力」を子どもたちに身に付けさせるために、義務教育9年間で子どもを育てていく小中一貫教育を現状のすべての小学校と中学校において進めています。

これまで、「小学校6年間」、「中学校3年間」という枠組みで学びを積み重ねることが当たり前とされてきましたが、これからは子どもの成長を途切れさせることなく、連続した9年間を一体的に捉え、つながりのある教育を行っていきます。

設置したいと考えている施設一体型の小中一貫校において、学習の面では、9年間を見通した教育課程を編成することで、学力の向上を図ります。

子どもたちがつまずきやすいポイントを小・中学校の教員が共有し、きめ細やかな指導をしていきます。また、共通した「学び方」を9年間積み重ねていくことで、新たな学びへの不安を解消したり、自信をつけたりしていきます。さらに、中学校の学習につまずいている生徒を小学校の教員が継続して支援するなど、子どものペースに寄り添った復習等を行うことで、学習意欲の向上につなげていきます。

また、心の成長の面では、多様な異学年交流が生まれ、社会性やリーダーシップなど、子どもの豊かな人間性を育てていきます。

近年、いじめや不登校問題をはじめ、SNSなどのインターネット上の課題等も増加してきており、今まで以上に小・中学校が相互連携し、子どもたちを多くの目で見守っていく必要があります。いろいろな悩みを抱えている子どもには、小・中学校の教員が協力して関わることで安心して学校生活を送れるようサポートします。施設一体型の小中一貫校は、同じ敷地内に小・中学校の校舎が一体的に整備された学校であり、6歳から15歳の子どもたちが日常的にふれあいながら、連続性のある教育活動を効果的に行うことが可能です。

#### ④

吉川地域に設置したいと考えている学校については、統合してもなお小規模であるという特徴を生かして、学校生活の中で一人一人の個性が認められる場の工夫を行っていきます。例えば、授業や学校行事をはじめとした様々な場面で、すべての子どもたちが発表し、自己表現し、リーダーシップを発揮できる機会を生み出し、全員が活躍できる学校づくりをめざしていきます。

また、インターネットを活用し、積極的に吉川の地から他地域や世界ともつながり、学習の幅を広げ深めていきます。

さらに、家庭や地域と連携を図りながら、体験的な学びを重視した教育課程を編成していきます。吉川の豊かな自然環境を生かした米作りや黒豆、サツマイモ、いちご栽培などの農業体験をはじめ、環境教育、食育等を積極的に進めていきます。

そして、ふるさと「吉川」を再認識し、地元への誇りと愛着を持ち、ふるさとをさらに継承・発展させようとする子どもを育ててい

きます。また、その学びを活かしてグローバル社会でも活躍する人づくりを進めていきます。

なお、吉川地域に設置したいと考えている学校については、特認校制度の導入を検討しています。従来の校区は残したままで、校区に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度です。児童生徒数が増加し、より多様な人間関係が生まれることで、授業や行事の活性化をめざしていきます。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	6	有害鳥獣駆除対策（福吉）
<p>（内容）</p> <p>平成25（2013）年に国が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において当面の目標として、鹿とイノシシの生息数を半減させると「2023年半減目標」を掲げており、令和2年11月「集中捕獲キャンペーン」を展開している、しかし町内ではたびたびイノシシが出没し半減どころか逆に増えているのではないかと思われるが、生息数の見込みや政府目標に対する市の取組をお聞きしたい。</p>		
回答	（担当課）産業振興部 農業振興課	
<p>兵庫県第2期イノシシ管理計画の中のイノシシの生息数は、狩猟者が1日に目撃したイノシシの頭数から参考に出している推定生息数で、兵庫県の本州部で23,492から47,746頭となっています。市内の生息数は把握できていませんが、農家の皆様から「農業被害があり、まだまだ増えているのではないか」との話を聞いています。</p> <p>三木市では平成27年度にイノシシ撃退10年大作戦としてイノシシなどを寄せつけない対策として金網柵、電気柵等の設置に対する補助事業、イノシシを減らす対策として猟友会へのイノシシ捕獲補助金、捕獲用檻、罠の購入、狩猟者の育成のための免許取得助成等を行っています。</p> <p>10年大作戦の上半期5年の実績で予算規模で4割強の進捗で、特に電気柵の設置が予算をはるかに超える状況で、5年間で281.5km、令和2年度に関しましては1年間で124.1kmの設置申請に対して補助金を出しています。</p> <p>イノシシの捕獲数は、平成27年度から令和元年度の5年間で3,008頭、令和2年度で1,083頭です。</p> <p>引き続き、猟友会による捕獲および農家の皆様の侵入防止の対策を継続して支援していきたいと考えています。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	7-① 7-②	県立吉川高校の今後について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>少子化に伴い、高校の統廃合が進んでいるとお聞きしますが、吉川高校においても廃校となるとの噂を聞いております。吉川町においては、交通の利便性が低く、時間をかけずに通学できる学校に限られていることもあり、地域の高校を残してほしいとの声が多く聞かれます。</p> <p>このような状況の中で、吉川高校の廃止についての市としての意見をお聞かせください。</p> <p>① 吉川高校の廃止についての市の考え</p> <p>② 吉川高校を存続させる方法はないか。 (社高のような体育課を作りゴルフに重点を置いた学校にする等)</p>		
回 答	<p>(担当課) 総合政策部 企画政策課 教育振興部 学校教育課</p>	
<p>現在、兵庫県教育委員会では、「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の策定を進めています。策定に当たり、令和3年3月に作成された「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会報告書」の説明会が、県内各地区で実施されています。その中では、卒業生数の推移や高校の現状、県立高校の活力を維持するための望ましい規模、1学年2～3クラスの高校においては大学入試科目に必要な教育課程を編成するだけの専門教員をすべて配置することができない等の説明がありました。</p> <p>吉川高校につきましては、直近5年で、市内から年平均55名程度が入学しており、進学先を保障するためにも重要な学校となっています。</p> <p>さらに、吉川高校は、学校園や地域との交流を通じた地域貢献を非常に活発にされており、地域にとっても大切な学校であると認識しております。</p> <p>こうした市の考えについては、今後も県に伝えてまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	7-③	県立吉川高校の今後について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>少子化に伴い、高校の統廃合が進んでいるとお聞きしますが、吉川高校においても廃校となるとの噂を聞いております。</p> <p>吉川町においては、交通の利便性が低く、時間をかけずに通学できる学校が限られていることもあり、地域の高校を残してほしいとの声が多く聞かれます。</p> <p>このような状況の中で、吉川高校の廃止についての市としての意見をお聞かせください。</p> <p>③ 吉川から三木市内への高校へ通う交通網の整備は考えていないか。(吉川から緑が丘、志染方面へのバス運行)</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 交通政策課	
<p>吉川地域から三木市街地への高校へ通学される公共交通は、吉川庁舎前発とみなぎ台発を合わせて、平日1日11往復、土日休日5往復運行しています。</p> <p>高校生の通学のみならず、細川、口吉川町の皆様の日常生活にも利用され、三木市街地への重要な移動手段となっていることから、市としましても幹線路線バスとして維持存続させたいと考えています。</p> <p>つきましては、緑が丘駅、志染駅方面への通学は、三木上の丸駅で乗り換え、神戸電鉄で各駅へ乗車いただくようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	8	認定こども園の民間委託について (まちづくり協議会)
<p>よかわ認定こども園が民間へ委託されると聞いていますが、民間に変わるによりどのような変化が生じるのか教えてください。</p> <p>① 受け入れ人数 ② 教育内容 ③ 受け入れ時間 ④ 待機児童が増えないか ⑤ 民間事業者が倒産等した場合の対処</p>		
回 答	(担当課) 教育振興部 教育・保育課	
<p>平成27年度に制定した三木市幼保一体化計画スケジュールに基づき、よかわ認定こども園は、令和4年度から民間運営に移行するため、令和3年2月に一般公募による選定を行い、社会福祉法人白水会（現在いずみ認定こども園を運営）に決定しております。</p> <p>現在、民間運営に向けた準備を進めていますが、よかわ認定こども園を運営する事業者は、これまでも認定こども園等を運営され、地域に根ざした教育・保育事業の実施と、豊かな経験を活かした取組を実践されておられます。民間運営に移行することで園児が不安な気持ちにならないよう、これまで取り組んできました教育・保育を継続するとともに、吉川の郷土資源を活かした運営を行ってまいります。</p> <p>市としましても、民間にすべてを任すのではなく公私連携のもと、園運営の指導や支援を引き続き行ってまいります。</p> <p>今回次の5点について、ご質問をいただいております。</p> <p>① 受け入れ人数 現状を踏まえて定員は変更しますが、現在と変わらない園児数を受入れます。現在の園児数は94人です。</p> <p>② 教育内容 これまでの教育・保育を継承するとともに、民間園ならではの観点も取入れた園運営を行っていきます。</p>		

③ 受け入れ時間

開園時間は、現在と同じです。

1号認定児 9:00～14:00

2・3号認定児 7:00～19:00

④ 待機児童が増えないか

現在、待機児童はいません。

⑤ 民間事業者が倒産等した場合の対処

園運営は社会福祉法人が行いますので、まず、県において、法令に基づき、毎年書面による監査を行い、4年に1回の実地監査を行っています。市では、県の監査に上乘せし、条例に基づく評価・監査を隔年で実施する中で、教育・保育の質の向上や園運営の指導・支援を図っており、健全な運営が継続できるものと考えています。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9	支所移転について（広域）
<p>（内容）</p> <p>今年度中に支所が健康福祉センターの場所に移転しますが、過去に河川の増水により、浸水した経緯もあると聞いています、そのところ大丈夫であるか再確認しておきたい。</p>		
回 答	<p>（担当課）吉川支所 市民生活課 健康福祉課 地域振興課</p>	
<p>平成16年の台風による河川の増水で、地下のプールなど健康福祉センターの一部が浸水したため、その対策として、翌年の平成17年には施設の河川側に防水壁を設置しており、同等の洪水であれば、浸水しないよう対策しています。</p> <p>また、今年7月に区長協議会を通じて全戸配布を行いました三木市防災情報マップ改正版における1,000年に一回程度起こる確率の大雨により、新吉川支所に隣接する美囊川の洪水が発生した場合、健康福祉センターの1階までは浸水が予想されますが、このような時でも、2階のフロアで緊急対応を行っていける準備をしていきたいと考えております。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	10-①	道路整備について (区長協議会、吉安上、畑枝、富岡、古川)
<p>(内容)</p> <p>市道・県道の拡幅工事の進捗状況と、今後の実施見込み(計画)について具体的にお聞きしたい。</p> <p>また拡幅に支障となる事項(問題点)があれば併せてお聞きしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市道 上荒川吉安線 (関西ゴルフ入口から荒川バス停)</li> <li>2 県道 316 広野・永福線 (福井～畑枝間)</li> <li>3 県道 314 大川瀬・吉川線 (旧小屋村バス停付近から実楽方面への一部)</li> <li>4 県道 506 市野瀬・有馬線 (三木市と神戸市の境界付近)</li> </ol>		
回 答	(担当課) 吉川支所 地域振興課	
<p>1</p> <p>市道上荒川吉安線につきましては、上荒川から関西ゴルフ入り口までは未整備の区間があり、兵庫県総合射撃場(仮称)の狩猟体験フィールドへのアクセラ道路として、関西ゴルフ入口から北側約500mについて、令和4年度から改良工事を実施する予定です。上荒川地区までの残りの区間については、今後の車両の通行状況や市内の市道の整備状況を勘案しながら、検討をまいります。</p> <p>2</p> <p>昨年に引き続きのお問い合わせの区間で、吉川地区における県道の道路整備について管理者である兵庫県加東土木事務所へ9月上旬に確認したところ、「昨年度から引き続き、県道広野永福線の畑枝・上荒川地内と県道市野瀬有馬線の南水上地内における道路改良事業など、吉川地区において、順次社会基盤整備プログラムに基づき改良事業を進めています。また、県道314号線(広野永福線)の未改良区間は、社会基盤整備プログラムでは、事業調整箇所として位置づけされており、今後は事業化に向け課題を整理して</p>		

いくこととなります。」との昨年と同様の回答でした。

また、道路整備に支障となっている事柄についてお聞きしたところ、用地の確定等の困難地が数筆あり、課題となっているとのことでした。

市としましては、畑枝・上荒川地区の道路改良に引き続き、この区間を次期工事区間と位置づけしていただけるよう、県に協力し課題の解決に取り組んでまいりますので、地権者も含めた道路整備に対する意識の醸成等をよろしくお願いします。

※社会基盤整備プログラムとは、県民局単位で、地域の課題やニーズを踏まえた社会基盤整備を計画的・重点的に推進し、事業評価制度と併せて公共事業執行の透明性を確保することを目的に、平成26年6月に前後期5年合わせて10年の計画として策定されたもので、現行は平成31年3月に見直しが行われた社会基盤整備プログラムが執行されています。

### 3

県道大川瀬吉川線の古川地内の未改良区間につきましては、令和3年6月1日付けで古川地区より道路拡幅要望を受け、同年6月16日付けで回答させていただいたところで、回答内容としては、「県では、県道の整備については、社会基盤整備プログラムに基づき、改良事業を進めております。

吉川町区域においては、現在、県道広野永福線の畑枝・上荒川地内や県道市野瀬有馬線の南水上地内において道路改良事業を進めており、これらの事業の進捗状況を見ながら、今後、当プログラムの見直し時に、事業の必要性、優先度を検討します。」

との内容でした。

市としまして、事業の支障となっていた用地の協力が得られることになったことを踏まえ、県の社会基盤整備プログラムの見直し時に、位置づけされるよう、県に働きかけてまいります。

### 4

県道市野瀬有馬線の市境付近の未改良区間について、管理者である兵庫県加東土木事務所へ9月上旬に確認したところ、「現在工

事中の大門橋（南水上地区付近）の工事が令和5年度までかかる見込みであり、事業の進捗状況を見ながら、今後、社会基盤整備プログラムの見直し時に、事業の必要性、優先度を検討します。」との回答でした。

併せて、当該区間の事業化に支障になる事柄について確認したところ、神戸市の管理河川（払川）の付け替えに伴う設計協議が必用とのことでした。

市としましては、大門橋付近の道路改良工事に引き続き、この区間を次期工事区間と位置づけしていただけるよう、県に協力し課題の解決に取り組んでまいりますので、地権者も含めた道路整備に対する意識の醸成等をよろしくお願いします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	10-②	道路整備について（吉安上、富岡）
<p>（内容）</p> <p>県道の維持管理についてお聞きしたい。</p> <p>1 市道上荒川吉安線、県道新田大沢線（の内、吉安～福井）、の維持管理についての現状は。</p> <p>（草刈は早期の実施を、実施回数の増やすことはできないか、側溝の清掃実施）</p> <p>2 令和元年度の市政懇談会での除草作業に対する回答では、「県道の除草は年1回を基本としている。」とのことですが、山林・原野が隣接している県・市道の雑木等の伐採について、個人の所有地である場合が多いと思われるが、対応方針についてお聞かせ願いたい。</p> <p>これまでの例によると、通行に支障がある場合では、最小限の枝の伐採しか行われず、すぐに枝が伸びて、効果がないと考えるので、予算の都合があるとは承知していますが、計画的にもう少し大胆に伐採できないか。又倒木が予想されるが、個人作業が無理な場合の対応方針は。</p>		
回 答	（担当課）吉川支所 地域振興課	
<p>1</p> <p>市道上荒川吉安線につきましては、8月上旬に峠付近から茶園池付近までの除草を終えております。また、県道の新田大沢線につきましては、管理者である兵庫県加東土木事務所に確認したところ、同じく8月上旬に除草は終了しているとのことでした。</p> <p>市、県どちらでも同じ状況ですが、路肩の除草については、路肩から1mの範囲で年1回を基本とし、交差点付近等で必要に応じて、除草を行うこととしています。</p> <p>また、側溝の清掃については、日常の道路パトロール時に除去を行うほか、堆積の規模に応じて業者委託して対応しています。</p>		

2

県道に隣接する山林・原野の雑木の伐採についてですが、同じく加東土木事務所に確認したところ、

- ① 道路の管理において支障があると判断した場合は、山林所有者に連絡し伐採をお願いします。
  - ② 道路管理に直ちに支障が生じている場合で、小規模なものは地権者の同意を得たうえで直ちに伐採します。
  - ③ 倒木の危険性がある高木で、個人では作業できないような場合は地権者の同意のもと、業者に委託して幹から伐採します。
- との回答でした。市においても同様の取り扱いです。

ご意見にあるように、雑木の枝払いについて、計画的に、広く伐採ができればいいのですが、本来、土地所有者の責任において行ってもらう必要があることですので、行政としては、支障になった範囲について対応していることをご理解ください。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	11-①	北谷川整備・管理（古川）
<p>(内容)</p> <p>古川地内479番2先の北谷川堤防周辺は、土砂災害想定区域に指定されている、左岸堤防は、過去に幾度かの浸水被害もあり、河川改修された現在でも川底は浅く、下流側は右カーブしており増水時は堤防土羽部分まで水位が上昇するため、堤防を水害から守るため貼りブロック等、工事の実施をお願いしたい。</p>		
回 答	(担当課) 吉川支所 地域振興課	
<p>ご意見の箇所は、上中橋の上流の左岸側で、古川公民館が隣接している箇所で、河川管理者である兵庫県加東土木事務所に確認したところ、「河川堤防まで、土砂災害警戒区域に指定していますが、この区域は、地滑りが発生した場合、土砂が山付近の田畑から河川堤防付近まで来ることを想定した範囲です。河川堤防が地滑りを起こすことではありません。</p> <p>また、この部分で落差工があるため、落差工の上流部が浅く見えますが、この浅く見える箇所で、計画断面を確保しています。</p> <p>浸水被害は河川改修以前のこととお聞きしており、現地も確認しましたが、増水による土羽浸食も見受けられないことから、張ブロックによる土羽を守る工事の計画は予定していません。」との回答でした。</p> <p>今後、増水による法面浸食が発生する状況があれば、県に対応を依頼してまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	11-②	北谷川整備・管理（古川）
<p>(内容)</p> <p>北谷川には欄干の無い橋があります、これらの橋は、通学や生活に通ったり最近では桜の季節は多くの人出があります、特に子供や高齢者の利用時は大変危険であると考えますので早期安全対策をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 吉川支所 地域振興課	
<p>ご意見をいただいている橋につきましては、古川地内の小中橋、沢谷橋の2橋のこととお聞きしております。</p> <p>これらの橋は市道橋ではなく、里道橋であり、河川改修時に設置された時から、高欄等の安全施設は設置されていませんでしたが、転落等の危険があることから、今後、どのような安全対策が有効か、橋を利用されている地区住民の方と一緒に検討してまいります。</p> <p>また、中学生や高校生の方が通学に利用されている場合がありますたら、高欄のある橋梁を利用させていただくよう、地域の方のご指導、見守りをよろしくお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	11-③	北谷川整備・管理（畑枝）
<p>（内容）</p> <p>北谷川にかなりの堆積物（草木）がある、水害につながらないか、対処方針はあるのか。</p>		
回 答	（担当課）吉川支所 地域振興課	
<p>北谷川の河川管理者である兵庫県加東土木事務所によれば、「河川内の堆積物が、河川断面の3割程度を目安に、治水上・河川管理上必要な箇所について堆積土砂の撤去を、市や関係者の協力を得ながら実施しています。」とのことでした。</p> <p>また、畑枝地内を確認していただいたところ、「草の繁茂はあるが、土砂の堆積は、緊急を要する範囲ではないが、今後、堆積土砂が増え、管理上必要と判断すれば、撤去することになります。」との回答でした。</p> <p>市としましても、住民の方と協力しながら、経過観察をしていきます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	12-①	山林原野等の雑木伐採について (みなぎ台第5)
<p>(内容)</p> <p>住宅地に隣接する倒木の危険がある個所の調査はできないか、近年災害などによる倒木により被害が出ています、被害が出るまでに対応する必要がある。また伐採後の木がそのまま残っている、害虫の発生など近隣住宅に影響が出る恐れがあるため最後の処分まできちんとされたい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 産業振興部 農業振興課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>みなぎ台の残地森林のこととお伺いしています。</p> <p>みなぎ台周辺の残地森林については、市の管理となっており、自然木が宅地等へ倒れて被害が出ることはないように、倒木の危険があるものについては伐採の対応を行っております。この度、伐採した高木については、山林の中で、自然に返すことがよいとの判断で、その場での処置としておりましたが、近年、害虫によるナラ枯れが発生しているとの情報もあるため、ナラ枯れの可能性を考慮し、投棄処理いたします。</p> <p>また、ナラ枯れについては兵庫県とともに状況確認を行っております。しかし、危険木については、点検する範囲が広大なことや、点検する時期により、危険木を見落している場合もありますので、住民の皆様から情報をいただければ、その都度対応いたしますので、支所地域振興課または農業振興課へご連絡いただきますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	12-②	山林原野等の雑木伐採について (区長協議会)
<p>(内容)</p> <p>近年、松枯れ病のほかナラ枯れ病によるナラやシイの大木が枯死し、住宅や社寺仏閣、道路などに倒伏する事例がでてきています。これらは個々で対処できない場合が多く、事前に調査を行ったり、倒伏の恐れがある場合は早急に対処できる方策を市でお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 農業振興課	
<p>ナラ枯れ被害の発生地域は、平成18年度までは但馬地域のみでした。その後被害は南下したが、平成22年度以降は被害が減少傾向でした。平成26年度から増加に転じ、平成29年度にかけて阪神地域を中心に大きな被害が発生し、三木市においても、この頃から被害が確認され、被害量が増加傾向にあります。</p> <p>被害対策は、毎年9月に兵庫県と市、合同で目視による被害の調査を実施しています。その結果をもとに、県が被害対策の必要な被害市町および重点対策区域を指定し、防除事業が実施されます。</p> <p>防除事業はおもに伐倒駆除、粘着シート貼り付け等になり、県から委託された市が行います。</p> <p>現在のところ、三木市では対策事業が必要なレベルに至っていないと認識しています。もし、危険個所を発見されましたら、ご連絡をいただければ現地を確認し、民有林であれば所有者を確認し対応を指導いたします。</p> <p>なお、みなぎ台のように、開発地周辺にある森林のように、市が管理している施設において住宅等に被害をあたえる恐れがある場合は、その都度対応しますので、支所地域振興課または農業振興課へご連絡をいただきますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	13	交通安全対策について（富岡）
<p>（内容）</p> <p>富岡地内の吉川口バス停東の県道広野永福線と県道新田大沢線の交差点に信号機新設を要望致します。</p> <p>当該県道につきましては、近年通行車両が多くなり、特に、朝方の通勤時間帯には東からの連続した車両で西からの右折並びに南からの右左折が困難な状況であり、車両が数台渋滞しています。</p> <p>当交差点の状況を踏まえ、早期の実現をお願いするとともに、管内の現在の設置予定箇所や年間の設置状況についてお聞かせ願いたい。</p>		
回 答	（担当課）市民生活部 生活環境課	
<p>信号機設置は、兵庫県公安委員会により設置の可否が決定されます。自治会として、地域全体のコンセンサスを得たうえで用地確保などの協力が得られるようであれば、市に要望書を提出いただき、市は道路管理者並びに三木警察署に要望いたします。</p> <p>現在、三木市からの信号設置要望交差点は40か所を上回り、平成26年以降信号が新設された箇所は1か所と聞いており、県内でも50近く警察署がある中で毎年10か所程度の設置と聞いております。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	14-①	ヤングケアラー問題について（実楽）
<p>（内容）</p> <p>高齢化社会が加速する中で、大人が担うような責任を引き受け病気や障害などのケアが必要な家族の世話や家事をする子供が増えている現状がある、三木市の状況と対応方策等について聞きたい。</p>		
回 答	<p>（担当課）健康福祉部 介護保険課 障害福祉課 子育て支援課</p>	
<p>令和3年度兵庫県が、県内の地域包括支援センター、介護支援専門員、障害者（児）相談支援事業所、民生委員・児童委員などを通じて、「兵庫県ケアラー実態調査」を実施し、9月に中間報告がありました。</p> <p>その調査のうち、家族等の介護を担う18歳未満の人では、介護を担う人の就学状況では、「小学生」27.6%、「中学生」45.7%、「高校生」22.4%で、中学生のヤングケアラーが半分程度となっています。</p> <p>ケアをしている相手では、「兄弟姉妹」が56.1%と最も多く、次いで「母」が24.6%、「父」が6.2%となっており、ケア相手の状況は「幼い」が46.4%、「精神障害」が14.0%、「知的障害」が8.7%となっています。</p> <p>ケアの内容では、「きょうだいのケア」が55.9%、次いで「家の中の家事（食事の用意、洗濯、掃除など）」が47.6%でした。（複数回答）</p> <p>また、ケアラーの生活への影響としては、「学校を休みがちになっている」が31.5%と最も多く、次いで「ストレスを感じている」24.8%、「学校への遅刻が多い」が15.0%などとなっています。</p> <p>この結果からは、幼いきょうだいの世話をするケースが最も多いですが、一部には親や祖父母の介護を担っているケースもあることがうかがえます。</p> <p>ヤングケアラーについては、相談支援業務や関係機関からの情</p>		

報提供などから対象者を発見し、学校関係者と福祉分野（介護保険課、障害福祉課、子育て支援課）が情報共有し、連携して対応しています。

市のいずれの部署にご相談やお問い合わせをいただいた場合でも、介護、障がい、子育て、教育の専門職を中心に必要な支援を行ってまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	14-②	認知症の人が起こした事項に関する被害者の救済について（実案）
<p>(内容)</p> <p>認知症は誰もがなりえる病気であり、本人やその家族を社会で支える仕組みが重要ではないか、認知症の人が起こした事故では、責任能力の判断がむづかしい場合がある、事故を起こした場合に賠償金や見舞金を支給する制度があれば地域で安心して暮らし続けられるのではないか、このような救済制度等について三木市独自の考えはあるか。</p>		
回 答	(担当課) 健康福祉部 介護保険課	
<p>認知症の方やそのご家族からの認知症に由来する事故等への賠償に対しての相談がある場合は、民間保険の情報提供を行っています。</p> <p>なお一部の自治体では、認知症の方が誤って他人をケガさせたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことについて法律上の損害賠償責任への補償について、民間保険を活用しています。(県下で5市)</p> <p>今後、他自治体の取組みに注視して、目的と効果を見極めながら公としての支援の在り方を慎重に検討してまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	15	空き家・公的施設の活用（みなぎ台第5）
<p>(内容)</p> <p>少子高齢化により全国的に生産年齢の人口が減少している中での取り組みとして空き家、廃校また、使用されていない公的施設などの情報を、一般に提供し、一般市民や民間事業者に活用してもらうことにより、地域の活性化を図ることはできないか。</p> <p>また、そのような方には一定の補助金や助成金の交付また、事業指導等の支援を行うなど、他地域からの人口の流入や地域の活性化につながると考えるがいかがでしょうか</p>		
回答	<p>(担当課) 総合政策部 企画政策課          総合政策部 縁結び課          総務部 財政課          総務部 経営管理課          市民生活部 生活環境課</p>	
<p>全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の活性化は重要な課題です。その課題解決のために、空き家のほか廃校施設などの使用されていない公共施設を有効に活用することは重要な視点であると考えます。</p> <p>まず、空き家について、国は、賃貸・売買用でも別荘用でもない、不動産市場に出ない空き家が増えていることが課題であるとしています。2013年から2018年の5年間で増加した空き家は全国で29.3万戸となっており、増加の内訳を見ると、賃貸・売買用の空き家が2万戸増加、別荘が3.1万戸減少しているのに対し、市場に出ない空き家が30.4万戸増加しています。このように、不動産市場に出ない（貸さない・売らない）状態の空き家の増加が問題となっています（出典：住宅・土地統計）。</p> <p>空き家の活用については、市では空き家バンクを運営しています。空き家バンクとは、賃貸や売買を希望する空き家の所有者と移住希望者のマッチングを図るものです。市では、令和2年10月に市内宅建協会をはじめとした関係事業者と連携し、三木市空き家バンクをリニューアルし、空き家バンクのホームページを作成し</p>		

ました。リニューアルにより、市内の空き家を売りたい・貸したい方と住居を探す方を円滑かつ迅速にマッチングする仕組みを構築した結果、令和3年度においては、4月から7月までの4ヶ月で、成約数は、25件（空き店舗、空き地を含む）を達成しました。

市場に出ない空き家については、市の空き家相談窓口を設けており、空き家の所有者や近隣の方が相談しやすくすることで、賃貸または売買による活用につなげていきたいと考えています。

廃校施設の利活用については、先ほど回答したように地域での利活用案がなかったことから、民間公募に向けて進めているところです。公募条件を整理した上で、広く一般に募集し、地域の活性化につながるような利活用が実現できるよう進めてまいります。

使用していない（使用予定のない）公共施設については、市のホームページで公表するとともに、可能な限り民間への売却や貸し出しを行うことで、市の財源を確保するとともに、民間活力による地域の活性化につなげていきたいと考えています。

ただ、使用していない施設については、市が古くから所有しているものが多く、敷地面積等を確定させるため、再度、現在の基準に沿った測量を行う必要があり費用も発生します。そのため、売却等の見込みが高い施設から、順次、進めているところです。

これらの利活用についての補助金等の支援についても、市ではさまざまな制度を実施しています。個人の方向けと事業者向けに分けてご説明します。

個人向けでは、若者世帯の移住・定住支援については、「U I J ターン住宅取得支援事業」として、市内で物件を購入し、移住する若者世帯に対し、中古物件購入の場合20万円を補助しています。そのほかにも、「結婚新生活支援事業」として、新生活を始める新婚世帯に対し、最大30万円の補助を行っています。この事業については、以前、「世帯年収400万円以下」という、国で定められた所得制限を適用していましたが、令和3年度からは、市独自の施策で「三木市空き家バンクを利用した方については、所得制限なし」としています。

事業者向けでは、起業家支援補助制度があり、事業内容などの審査がありますが、事務所開設費などの2分の1（上限50万円）を補助することに加え、空き家を活用する場合は、その改修費の2分

の1（上限50万円）を上乗せします。空き家改修費への補助については、令和2年度の制度追加以降、利用実績はありません。

他にも、事業指導としては、三木市中小企業サポートセンターがあります。相談料無料で、創業や経営改善、新製品開発など事業についてのさまざまな相談に対し、中小企業診断士がアドバイスします。

市としては、空き家などを有効活用するとともに、さまざまな支援メニューにより、移住定住の促進、地域の活性化に取り組んでまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	16	農地利用について（新田）
<p>（内容）</p> <p>「農業委員会等に関する法律第6条」の規定により農業委員会の専属事務として、農地利用の無断転用・紛争などの防止を図る目的から農地利用について、盛土や造成を行う場合には、形質転換又は形質変更届の手続きの三木市条例の新設を定めて頂きたい。</p>		
回答	<p>（担当課）農業委員会事務局 産業振興部 農業振興課</p>	
<p>農用地を他の用途に使用する場合又は農地を転用する場合は、面積の大小に関わらず区画変更の前に法令に基づく農業振興地域の区域変更及び農地転用の手続きが法律により定められているので、条例は必要ないと考えています。</p> <p>農地を無断転用した場合、法令により工事の中止や原状回復等の命令を兵庫県が出し、さらに罰則規定もあります。</p> <p>無断で農地を他の用途にしようとしている現場がありましたら、ご一報いただければ、確認、指導を行います。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	17	住民生活インフラ整備について（実業）
<p>（内容）</p> <p>稼働中の三木市吉川町浄化センターへの下水道接続拡大について、現在中吉川地区、みなぎ台地区を中心に吉川町の一部に接続されていますが次のことについてお聞きいたします。</p> <p>① 他の地区への接続拡大計画はあるのか、計画がある場合はそのスケジュールについてお聞きしたい。また、各戸との接続に際し費用に対する市の補助制度は考えられますか。</p> <p>② 接続拡大が困難な場合、必要な箇所に浄化センターを新設することで吉川町全域への下水道インフラ整備を進めていただきたい。</p>		
回答	（担当課）上下水道部 下水道課	
<p>吉川地区の公共下水道は、旧吉川町が「緑豊かな交流と創造のまち」を目指すにあたり、汚水処理が重要課題であることから、平成2年度に事業認可を受け整備を進めてまいりました。</p> <p>公共下水道の処理区域については、吉川地区全体の集落の形成状況や費用対効果の面を考慮したうえで、市街化が想定される区域及び、浄化センターが立地する近隣の集落としています。</p> <p>また、流末処理の拠点となる浄化センターは、処理区域内の汚水のみを処理するために計画整備されたものです。</p> <p>したがって、区域外の汚水を処理する能力がないことから、区域拡大をすることはできません。</p> <p>また、各戸との接続に際し、費用の補助制度はございませんが、融資あっせん制度を設けておりますので、そちらをご活用の上、接続工事を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>次にご提案の浄化センター新設による整備につきましては、下水道事業が皆様の使用料によって運営されていることから、整備により発生する費用及び整備後の維持管理費用を下水道使用料として皆様に負担していただく必要があります。このことから浄化センター新設による整備につきましては慎重に検討しなければなりません。</p>		

よって、ご提案の吉川町全域への下水道整備は、現状困難である  
と考えています。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	18	民生委員の推薦について（みなぎ台中）
<p>(内容)</p> <p>民生委員児童委員は、それぞれの区域の中で、区長が推薦することとなっているように思いますが、区長が対象となるような方に、お願いに行くときに、民生委員の役割や活動内容について説明ができない。</p> <p>行政や団体が作成するサイトは、細かく書いてあるが、それとは別に区長や対象者が民生委員児童委員の活動内容が簡単にわかりやすく、提示してもらえらるような資料ができないかご検討願います。</p>		
回 答	(担当課) 健康福祉部 福祉課	
<p>区長様には、民生委員児童委員の推薦については、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。</p> <p>さて、3年毎の民生委員児童委員の改選については令和4年12月に行われます。</p> <p>全国民生委員児童委員連合会や兵庫県民生委員児童委員連合会が発行する民生委員児童委員の活動がわかりやすく記載されたチラシを添えて推薦依頼を行います。</p> <p>ご理解とご協力をお願いいたします。</p>		

<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.